

日本における文字形成と東アジア

2020年4月16日 市 大樹

【史料1】『漢書』地理志 燕地

夫れ楽浪海中に倭人あり、分かれて百余国と為る。歳時を以て来り献見すと云う。



【史料2】『後漢書』東夷伝

①建武中元二年（57年）、倭の奴国、貢を奉じて朝賀す。使人は自ら大夫と称す。倭国の極南界なり。光武、賜うに印綬を以てす。

②安帝の永初元年（107年）、倭国王の帥 升等、生口百六十人を献じ、願いて見えんことを請う。桓靈の間（147～189年）、倭国大いに乱れ、更 相攻伐し、年を歴るも主なし。

【史料3】『魏志』倭人伝

①女王国より以北には、特に一大率を置き、諸国を檢察せしむ。諸国これを畏憚す。常に伊都国に治す。国中においては、刺史の如きもの有り。王、使を遣わして京都・帶方郡・諸の韓国に詣らしむるとき、及び郡の倭国に使するとき、皆、津に臨みて搜露し、文書・賜遣の物を伝送して女王に詣らしめ、差錯あることを得ず。

②景初二年（※三年の誤り、239年）六月、倭の女王、大夫難升米等を遣して郡に詣らしめ、天子に詣りて朝献せんことを求む。太守劉夏、吏を遣し、將い送りて京都に詣らしむ。其の年十二月、詔書ありて倭の女王に報えて曰く、「親魏倭王卑弥呼に制詔す。（中略）今汝を以て親魏倭王と為し、金印・紫綬を仮え、装封して帶方の太守に付し汝に仮授せしむ。（中略）」という。

【史料4】『隋書』倭国伝

文字無く、唯だ木を刻み、縄を結ぶのみ。仏法を敬い、百濟より仏經を求め得て、始めて文字有り。

【史料5】『古事記』応神天皇段

亦、百濟の国主照古王、牡馬壹疋・牝馬壹疋を阿知吉師に付けて貢上りき（此の阿知吉師は、阿直史等の祖）。亦、横刀及び大鏡を貢上りき。又、百濟国に「若し賢しき人有らば貢上れ」と科せ賜いき。故、命を受けて貢上れる人、名は和邇吉師。即ち論語十卷・千字文一卷并せて十一卷を是の人に付けて貢進りき（此の和邇吉師は文首等の祖）。

【史料6】『古語拾遺』雄略天皇段

此より後、諸国の貢調、年々に盈ち溢れき。更に大蔵を立てて、蘇我麻智宿禰をして三蔵（斎蔵・内蔵・大蔵）を檢校しめ、秦氏をして其の物を出納せしめ、東西の文氏をして、其の簿を勘え録さしむ。是を以て、漢氏に姓を賜いて、内蔵・大蔵と為す。今、秦・漢二氏をして、内蔵・大蔵の主 鑑・蔵部と為す 縁也。

【史料7】『日本書紀』雄略二年（458）十月是月条

史戸・河上舍人部を置く。天皇、心を以て師としたまう。誤りて人を殺したまうこと衆し。天下、誹謗りて言さく、「太だ悪しくまします天皇なり」ともうす。唯だ愛寵みたまう所は、史部の身狭村主青・檜隈民使博徳等のみなり。

【史料8】『日本書紀』雄略八年（464年）二月条

身狭村主青・檜隈民使博徳をして呉国に使しむ。

【史料9】『日本書紀』欽明十四年（553）七月甲子（4日）条

樟勾宮に幸す。蘇我大臣稻目宿禰、勅を奉りて王辰爾を遣して、船の賦を数え録す。即ち王辰爾を以て船長とす。因りて姓を賜いて船史とす。今の船連の先なり。

【史料10】『日本書紀』欽明三十年（569）正月辛卯朔条

詔して曰わく、「田部を量り置くこと、其の來ること尚し。年甫めて十余、籍に脱りて課を免る者衆し。胆津（胆津は王辰爾が甥なり）を遣して、白猪田部の丁の籍を検え定めしむべし」とのたまう。

【史料11】『日本書紀』欽明三十年（569）四月条

胆津、白猪田部の丁者を検え閱て、詔の依に籍を定む。果して田戸と成す。天皇、胆津が籍を定めし功を嘉して、姓を賜いて白猪史とす。尋ち田令に拝けたまいて、瑞子が副としたまう（瑞子は上に見えたり）。

【史料12】『日本書紀』敏達元年（572）五月丙辰（15日）条

天皇、高麗の表疏を執りたまいて、大臣に授けたまう。諸の史を召し聚えて、読み解かしむ。是の時に、諸の史、三日の内に、皆読むこと能わず。爰に船史の祖王辰爾有りて、能く読み積み奉る。是に由りて、天皇と大臣と俱に讚美めたまいて曰わく、「勤しきかな辰爾。懿きかな辰爾。汝若し学ぶることを愛まざらましかば、誰か能く読み解かまし。今より始めて、殿の中に近侍れ」とのたまう。既にして、東西の諸の史に詔して曰わく、「汝等習う業、何故か就らざる。汝等衆しと雖も、辰爾に及かず」とのたまう。又、高麗の上れる表疏、鳥の羽に書けり。字、羽の黒き隨に、既に識る者無し。辰爾、乃ち羽を飯の氣に蒸して、帛を以て羽に印して、悉に其の字を写す。朝廷悉に異しがる。

【史料13】『日本書紀』敏達三年（574）十月丙申（9日）条

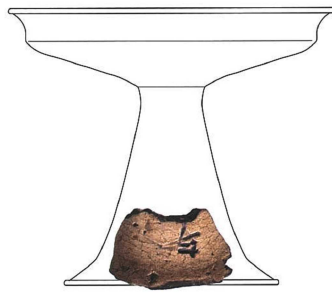
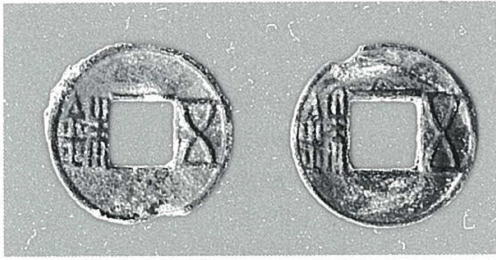
蘇我馬子大臣を吉備国に遣して、白猪屯倉と田部とを増益さしむ。即ち田部の名籍を以て、白猪史胆津に授く。

【史料14】『古今和歌集』仮名序

- ①難波津の歌は、帝の御初めなり（大鷦鷯帝（仁徳天皇）の、難波津にて、親王と聞えける時、東宮を、互いに譲りて、位に即き給わで、三年に成りにければ、王仁と言う人の、訝り思て、詠みて奉りける歌なり。この花は、梅の花を言ふなるべし）。
- ②安積山の言葉は、采女の、戯れより詠みて（葛城王を、陸奥国へ遣はしけるに、国司、事疎なりとて、設けなど、したりけれど、凄まじかりければ、采女なりける女の、土器取りて、詠めるなり。これにぞ、王の心、解けにける）、この二歌は、歌の父母のやうにてぞ、手習ふ人の、初めにもしける。

【史料15】『古事記』序文

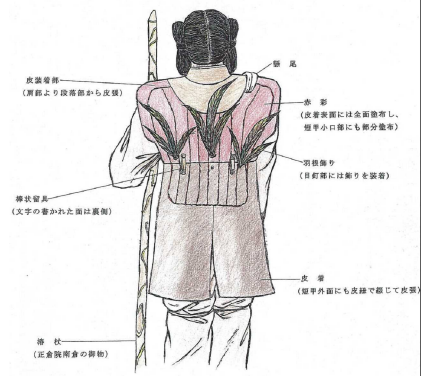
然れども、上古の時、言と意と並びに朴にして、文を敷き句を構うること、字に於きて即ち難し。已に訓に因りて述べたるは、詞心に逮ばず、全く音を以ちて連ねたるは、事の趣更に長し。是を以ちて今、或いは一句の中に、音訓を交え用い、或いは一事の内に、全く訓を以ちて録しぬ。



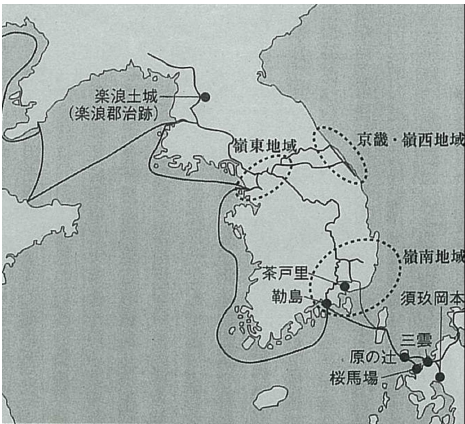
①「奉」刻書土器（三重県大城遺跡）



②貨銭（14 年、京都府
函石浜遺跡）

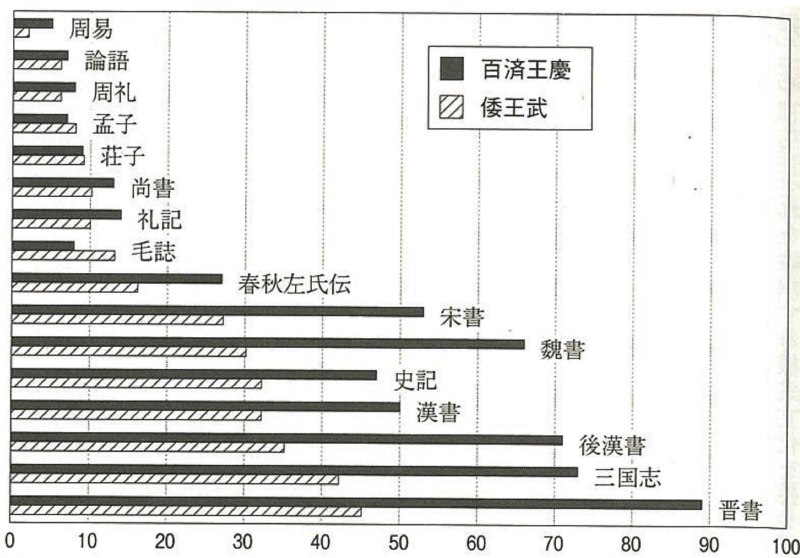
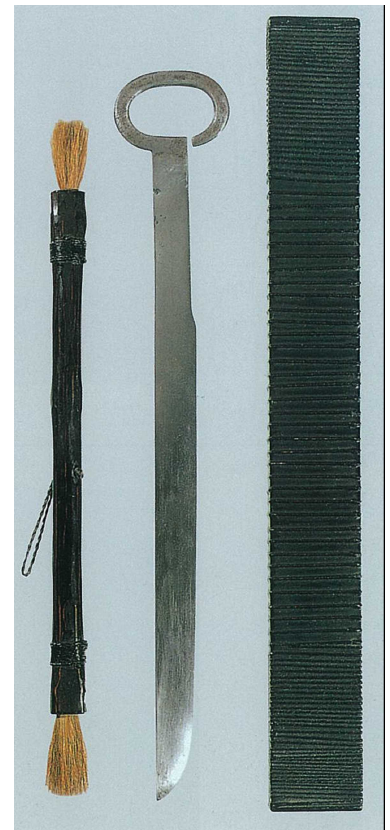


③五銖銭（BC119 年、山口県沖ノ松原遺跡）



④墨書木製単甲留具（熊本県柳町遺跡）

⑤楽浪郡—日本列島の交易ルート（田中史生）



⑥百済王慶と倭王武の上表文が使用した語句の出典（田中史生）

⑦筆・刀子（韓国茶戸里遺跡）



(裏)



(表)

〔表〕 辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比埜其兒多加利足尼其兒名弓已加利獲居其兒名多加披

次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半弓比

(辛亥の年七月中記す。乎獲居の臣。上祖、名は意富比埜。其の兒、多加利の足尼。其の兒、名は弓已加利獲居。其の兒、名は多加披次獲居。其の兒、名は多沙鬼獲居。其の兒、名は半弓比)

〔裏〕 其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根原也

(其の兒、名は加差披余。其の兒、名は乎獲居の臣。世々、杖刀人の首と為りて、奉事し来り今に至る。獲加多支鹵大王の寺、斯鬼宮に在る時、吾、天下を左治し、此の百練の利刀を作らしめ、吾が奉事の根原を記す也)



⑧千葉県稲荷台1号墳
出土鉄剣

⑨熊本県江田船山古墳
出土太刀



〔表〕 台天下獲□□□□鹵大王世奉事典曹人名无□□弓八月中用大鉄釜并四尺延刀八十練□十振三寸上好

〔裏〕 □刀服此刀者長寿子孫洋々得□恩也不失其所統作刀者名伊太□書者張安也

(天下の下治らしめし獲□□□□鹵大王の世、典曹に奉事せし人、名は無利弓、八月中、大鉄釜を用い、四尺の延刀を并はす。八十たび練り、九十たび振つ。三寸上好の刊刀なり。此の刀を服する者は、長寿也)

⑩埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣



鎧
 [比力] ☐ 与里
 鏢
 ツ汗
☐ ☐



⑪飛鳥池遺跡出土木簡



「クラ」の意の高句麗語？
 桴 = (音)「ホコラ(フクル?)」の語頭の音
 京 = (訓)「クラ」の意味の漢字
 ……
 棕

「棕」字のなりたち(推定) 魏志に、高句麗では「小倉を名づけて桴京という」と記す記述がある。

□刀自右二人貸稲^(十斤カ)
 □^(斤カ)稲二百^(斤カ)又^(斤カ)□^(斤カ)稲卅^(斤カ)貸
 □人佐太連^(斤カ)
 □首弥皮加之二人知

文作人石木主寸文通。
 (389)×15×5.019 西河原宮ノ内遺跡六号



⑰西河原宮ノ内遺跡(滋賀県)出土木簡



⑱慶州皇南洞 376 遺跡(韓国)出土「棕食」木簡



辛巳年八月九月作□□□□



棕費二段

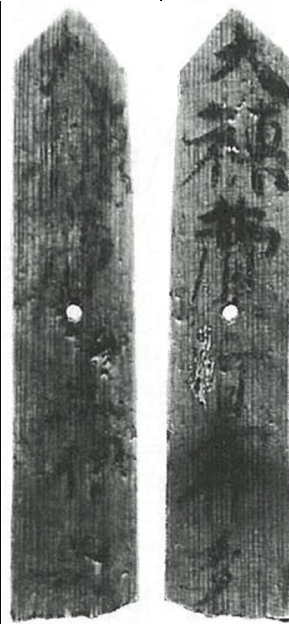


辛



留保分七段
 書屋一段
 尻官三段
 ツ支与三段

⑮法隆寺金堂釈迦三尊像台座墨書銘木簡



⑯飛鳥京跡苑地遺構出土「大棕費直」



大夫前恐万段頓首白
[侯カ] 真乎今日国



下行故道間米无寵命坐整賜

長さ二九三ミリ×幅二一ミリ×厚さ六ミリ



・大鳥知郎足下万拝白々

・經中入用思買白不雖紙一二斤

・牒垂賜教在之後事者命盡

・使内

長さ一八九・五ミリ×幅二一ミリ×厚さ二二ミリ

【試訳】 大鳥知郎の足下^{そつか}に万^{よろず}拝^{おが}みて白し白す。經^{きやう}に入用^{おほ}と思しめし、白^いにあらざと雖^{いえど}も

紙一二斤^{しち}を買えと、牒^{だう}を垂^たれ賜^{めい}えと教^{きやう}在^あり。後事^{こうじ}は命^{めい}を盡^{つく}さんことを。

【試訳】 大鳥知郎の足下^{そつか}で常に拝^{おが}んで、次のようにお願い申し上げます。經^{きやう}で必要^{ひつやう}とな

る紙^しを、たとえ白紙^{はくし}でなくてもよいので、一二斤^{しち}買^かいなさい、という牒^{だう}を垂^たれ賜^{めい}えという命令^{めいれい}がありました。(したがって、この命令^{めいれい}の旨^みを取り次^{つぎ}ぎ、牒^{だう}を発給^{はつきん}していただくよう、お願い申し上げます。)後の事^{こうじ}は命令^{めいれい}の意^いを十分に察^{さつ}した上で

処理^{しゆり}して下さい。

①図3：飛鳥京跡出土木簡

図4：慶州月城塚字（韓国）出土木簡

奈尔波ッ尔作久矢己乃波奈



十一月十三日

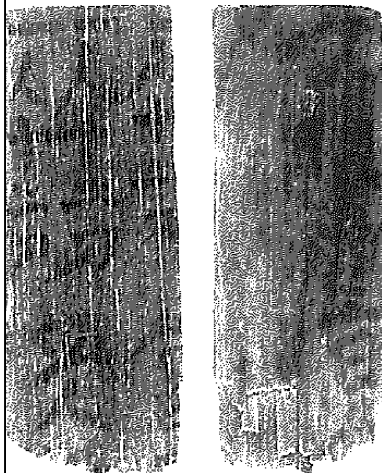
一人十二刀

一人十二刀

一人十二刀

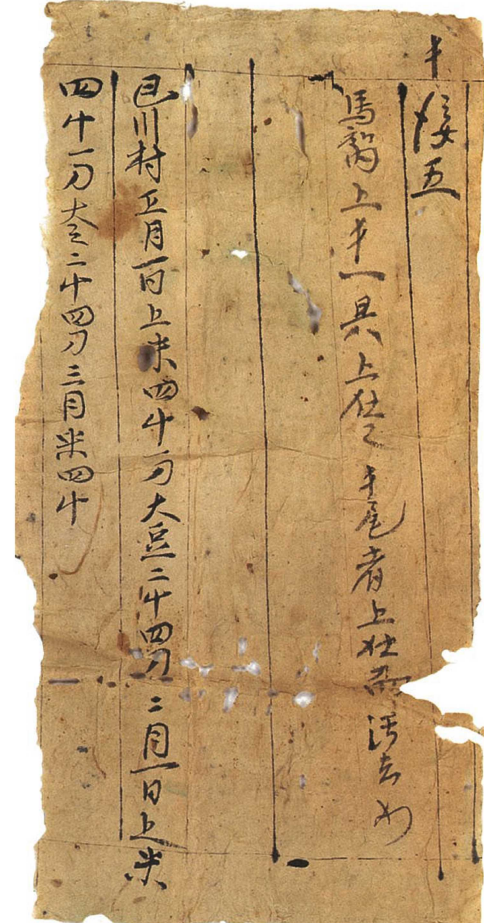
[今日カ] □□□

四人



②石神遺跡出土木簡

②観音寺遺跡出土木簡



②正倉院蔵佐波理加盤付属文書